

第七一回

参第一九号

国立学校設置法の一部を改正する法律（案）

国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章の二 高エネルギー物理学研究所及び国文学研究資料館（第九条・第九条の二）」を

「 第三章の二 国立養護学校（第九条）
第三章の三 国立大学共同利用機関（第九条の二） 」

に改める。

第二条中「第三章の二に定める」を「第九条の二第一項の表に掲げる」に改める。

第三条第一項の表中

「

帯広畜産大学

畜産学部

 」

を

「

帯広畜産大学
旭川医科大学

畜産学部
医学部

 」

に改め、同表山形大学の項中「理学部」を

「 理学部
医学部 」

に改め、同表愛媛大学の項中「理学部」を

「 理学部
医学部 」

に改める。

第三条の二第一項中「群馬大学」を

「 群馬大学
埼玉大学 」

に、「三重大学」を

「 三重大学
滋賀大学 」

に改める。

第三条の三第二項の表中小樽商科大学短期大学部の項の次に次のように加える。

東北大学医療技術短期大学部	宮城県	東北大学
---------------	-----	------

第四条第一項の表千葉大学の項中「腐敗研究所」を「生物活性研究所」に、「腐敗に関する」を「生物活性に関する」に改め、同表東京医科歯科大学の項中

「

医用器材研究所	東京都	医用器材に関する学理及びその応用の研究
---------	-----	---------------------

 」

を

「

医用器材研究所	東京都	医用器材に関する学理及びその応用の研究
難治疾患研究所		膠原病その他の難治疾患に関する学理及びその応用の研究

 」

に改め、同表名古屋大学の項中

「

空電研究所	空電に関する学理及びその応用の研究
-------	-------------------

」

を

「

空電研究所	空電に関する学理及びその応用の研究
水圏科学研究所	大気水圏環境の構造と動態に関する総合研究

」

に改める。

第三章の二を次のように改める。

第三章の二 国立養護学校

(国立久里浜養護学校)

第九条 文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)第十四条に掲げる国立特殊教育総合研究所との相互協力の下に教育を行なう養護学校として、神奈川県に、国立久里浜養護学校を置く。

第三章の二の次に次の一章を加える。

第三章の三 国立大学共同利用機関

(国立大学共同利用機関)

第九条の二 国立大学における学術研究の発展に資するための国立大学の共同利用の機関として、それぞれその目的たる研究等を行ない、かつ、国立大学の教員その他の者で当該機関の目的たる研究と同一の研究に従事するものに利用させるため、次の表に掲げるとおり、研究所等を置く。

国立大学共同利用機関の名称	位 置	目 的
高エネルギー物理学研究所	茨城県	高エネルギー陽子加速器による素粒子に関する実験的研究及びこれに関連する研究
国文学研究資料館	東京都	国文学に関する文献その他の資料の調査研究、収集、整理及び保存
国立極地研究所	東京都	極地に関する科学の総合研究及び極地観測

2 前項の表に掲げる機関は、国立大学その他の大学の要請に応じ、当該大学の大学院における教育に協力することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
(在学年数の計算に関する経過措置)
- 2 昭和四十八年度に旭川医科大学、山形大学若しくは愛媛大学の医学部、埼玉大学若しくは滋賀大学の大学院、東北大学医療技術短期大学部又は国立久里浜養護学校に入学した者は、在学年数の計算に関しては、昭和四十八年四月一日から当該大学、学部、大学院、短期大学部又は養護学校にそれぞれ在学していたものとみなす。
(教育公務員特例法の一部改正)
- 3 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。
第二十二条中「第三章の二に規定する」を「第九条の二第一項の表に掲げる」に改め

る。

(文部省設置法の一部改正)

- 4 文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。
第八条第四号中「国立高等学校」の下に「及び国立養護学校」を加え、「行う」を「行なう」に改める。
第九条第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。

(国立学校特別会計法の一部改正)

- 5 国立学校特別会計法(昭和三十九年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。
附則中第十二項以下を一項ずつ繰り下げ、第十一項の次に次の一項を加える。
- 12 国立学校設置法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)の施行の日の前日に文部省設置法第十四条に掲げる国立科学博物館の内部組織として置かれていた極地研究センターは、昭和四十八年四月一日から国立極地研究所であつたものとみなし、これに係る債務の負担又は支出で国立学校設置法の一部を改正する法律の施行の日の前日までに一般会計の昭和四十八年度の予算に基づいてしたものは、この会計の同年度の予算に基づいてしたものとみなし、これに係る収入で同日までに収納した一般会計の同年度の歳入に属するものは、この会計の歳入とみなす。

理 由

旭川医科大学を新設し、山形大学ほか一大学に医学部を設置する等国立学校の設置及び組織の整備を行なう等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、約七十四億円の見込みであり、昭和四十八年度予算に計上済みである。